

平成 29 年 5 月 30 日

新潟県知事 米山 隆一 様

東京都千代田区内幸町 1 丁目 1 番 3 号  
東京電力ホールディングス株式会社  
代表執行役社長 廣瀬 直己

柏崎刈羽原子力発電所 6,7 号炉

原子炉設置変更許可申請書の記載変更及び補正について

柏崎刈羽原子力発電所 6,7 号炉については、平成 25 年 9 月 26 日（原安第 63 号）にて規制基準適合申請に係る条件付き承認をいただきました。その承認条件に基づき、立地自治体の了解の後にフィルタベント設備を運用開始する旨を申請書に記載しました。

この度、審査の議論を踏まえ当該記載を申請書から削除し、原子炉設置変更許可申請書の補正を行いたいのでご理解頂けますようお願いいたします。なお、フィルタベント設備は地元避難計画との整合性を持たせ安全協定に基づく了解が得られない限り供用いたしません。

また「新潟県原子力発電所の安全管理に関する技術委員会」におけるフィルタベント設備の設計、性能についての審議に関しては、新潟県の求めに応じ誠意を持って対応します。

以 上